

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業務名 田老漁港海岸ほか水門・陸閘（機械設備）保守点検業務委託
- (2) 業務概要 特記仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
- (4) 履行場所 宮古市田老地内ほか

2 入札参加資格

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県の県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1ヶ月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した水門又は陸閘の機械設備に関する保守点検業務又はこれに類する業務若しくは水門又は陸閘の機械設備に関する工事について、平成22年4月1日以降の実績を有する者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和7年5月26日（月）午後5時までに10(2)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加資格者は、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）

イ 2(7)で求める履行実績を挙証できる資料

ウ 納税証明書（原本・発行後 3 ヶ月以内のもの）

なお、岩手県内に支店・営業所等を有しない者においては、岩手県の県税に係る納税証明書は除く。

エ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第 2 号）

(2) 沿岸広域振興局長は、入札参加者が提出した書類の確認を行い、その結果を、令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 2 時までに FAX により通知するものとする。

なお、岩手県暴力団排除条例の施行に伴い、入札参加者から暴力団等を排除するため、暴力団等に該当するか否かについて、岩手県警察本部に照会する場合があること。

4 資本関係等にある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札及び開札の日時及び場所等

日 時 令和 7 年 5 月 29 日（木）15 時 00 分

場 所 宮古市五月町 1 番 20 号 宮古地区合同庁舎 1 階入札室

- (1) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) その他詳細は、一般競争入札心得によること。

6 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は別添契約書(案)のとおりとする。

8 入札執行回数に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付することとし、その回数は初度の入札を含め 3 回を限度とする。

9 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和 7 年 5 月 19 日（月）午前 9 時から令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時までの間に書面（様式任意。FAX による提出可）により沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターまで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加資格者に対し令和 7 年 5 月 27 日（火）までに FAX により送信する。

10 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

郵便番号 027-0072 岩手県宮古市五月町1番20号

沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター（漁港漁村課）

電話番号 0193-64-2216 FAX 0193-71-1274